翻

訳

ユスティニアヌス帝 『学説彙纂』第二十巻邦訳 (二・完)

原 達 也 訳

質又は抵当として与えられたどのようなものが 如何なる場合に質又は抵当が黙示的に締結されるか の約定について

章

質及び抵当並びにその締結方法及びそれらのた

第四章 誰が質又は抵当において優先権を有するか、及 び、最初の債権者の地位に代わる者について(第

拘束されえないか

第五章 質物及び抵当物の売却について 八法文まで、以上広島法学第三十三巻第四号

如何なる方法で質又は抵当が消滅するか以上本号

第四章 るか、及び、 誰が質又は抵当において優先権を有す わる者について(承前 最初の債権者の 地位に代

九 次の[七月]一日から浴場を賃借した者が、 アフリカヌス質疑録第八巻 賃借料が支払わ

> 手方としてエロスを請求する場合、法務官がかの賃貸人を保護 同人が、 ついての質権が解消され得ない状態になっていた以上、賃貸人 はいえ、すでにその時にエロスが、賃貸人の意に反して奴隷に めに債務が負われていない時点で奴隷が質として設定されたと れを保護すべしと解答した。実際のところ、未だ何ら賃借のた すべきか否かについて諮問されたところ、[ユリアヌスは]こ 銭の質として設定した。そこで、先の賃貸人がこの債権者を相 七月一日以前に、同じエロスを他の人のために貸付金

れるまで奴隷エロスを賃貸人のために質入れする旨、約束した。

た者を相手方として、債務者の意に反して実現され得ない条件 でない限り、保護されるべきであると、[ユリアヌスは]考え の地位が優先すると看倣されるべきだからである。 のみならず、条件付き債権者も、その後に債権者となっ

物の供与を受けた者も保護されるべきであると、[ユリアヌス 贈の条件が成就した場合でも、最初に[遺贈を原因として]質 して、 質物自体を、貸付金銭債務を原因として質に設定した後で、 2 考えた。 自己の物を質に設定することに合意し、その後、 しかし、相続人が、条件付きで供与された遺贈を原因と 0)

物の所有者となって、嫁資として評価して、その夫に供与した。 その後マエウィウスために質として設定した。次いで、当該質 3 ティティアが他人の地所を、まずティティウスために、

あり、 権が強化されるのは、その物が債務者の財産中にある時に限ら ティティウスに金銭が弁済された場合、 を夫が善意で受領した場合、つまり、マエウィウスに質入れさ なことはない。但し、このことは、 れるからである。しかるに本件においては、夫は買主の地位に たことである。というのは、 ウスの質権が強化されるわけではないことは、すでに決定され ウスに弁済された時にも、 いかなる時点でもマエウィウスの質権が強化され得るよう それゆえ、マエウィウスに質入れされた時にも、 妻の財産中になかったのであるか 先の質権の消滅をもって、 嫁資として評価された地所 そのゆえに、 マエウィ ティテ

とになろう。 とになろう。

込まれたことによるからである。

れていたことを夫が知らなかった場合に限られる。

十一 ガイウス抵当方式書論単巻書

5金銭を受領しないということもあり得たからである。 者が先に [他の者との間で] 合意していたとはいえ、この者か銭を受領しようとも、質において優先する。というのは、債務銭を受領しようとも、質において優先する。というのは、債務が他の者との間でそれ以前に、もしこの者から後になって金が他の者との間でそれ以前に、もしこの者から金銭を受領した者は、たとえ債務者の側

結果、後の債権者が優先するようになる場合、同様に言われる同じ抵当物を受領し、その後に先の問答契約の条件が成就したれた。条件成就までの間に他の債権者が無条件で金銭を貸付け、1 条件付き問答契約が締結され、そのために抵当が設定さ

2 借地人が、土地に持ち込まれ運び込まれそこで生まれたように看倣されるからである。

るべきであると考える。というのは、ひとたび条件が成就した

べきかを見てみよう。しかし、私はこの場合別のことが言われ

合意によるのではなく、後になって当該物件がその土地に運びであろう。というのは、先の者に抵当として拘束されるのは、進び入れた場合、無条件で特別に抵当を受領した者が優先する他の者にある物を抵当の名義で拘束し、その後この物を土地にものを質とすべき旨を合意しながら、同人が、運び込む以前にものを質とすべき旨を合意しながら、同人が、運び込む以前に

新定の時点で債務者に属したかが同様に問題とされる。 で債務者の財産中にあったかどうかが問題となる。果実に 時点で債務者の財産中にあったかどうかが問題となる。果実に について、抵当を設定する旨約定された場合、奴隷女が約定の これた場合、奴隷女が約定の

後の債権者に属するかが問題とされるべきである。そして、先る場合、先の債権者が金銭の受領を望まない場合、抵当訴権が4 後の債権者が先の債権者にその債権の弁済する用意があ

なろう。

であるので、 債権者にとって、 抵当訴権は不要である[それゆえ第] 金銭が任意に弁済されないの が自分の責任 一の債権者に

マルキアヌス抵当方式書註解単巻書

属する]、と我々は主張する

当訴権により回収請求する場合、 当のためにその物が拘束されたのでなければ」という抗弁が先 先に抵当を受けた債権者が、その占有を取得し、 「もし私に前もって質又は抵 他の者が

第一の債権者が抵当訴権により回収請求をなし、

前者が

自身

《債権者にとって有用である。またもし他の占有者に対して、

ろう。 する場合、 相手方として訴える時には同人からその物を取り上げることに 裁定附与され得るであろう。 訟を提起する場合、 にその物が抵当として拘束される旨の約定がなければ」と抗弁 しかしもし他の占有者を相手方として第二の債権者が訴 第一の債権者は上に述べた方法で再抗弁をなすであ その請求は正当であり、 とはいえ、 第一 の債権者が同 抵当物件が同人に

たのと同様に第二の債権者にも拘束されるか否かが問題とされ 額を支払った場合、 返還しなかったので、上述の方法で有責判決を受け、 そして、 占有者が抵当物件を[第一の債権者の抵当訴権によって] そのことがまさしく認められるべきである、 その結果、 金銭が第一の債権者に弁済され 訴訟評価 と私

は考える。

2

抵当なしに金銭を貸し付けた第

の債権者が、

両方を行

無条件で同一物について約定がなされたとしても、 付きで約定された場合、たとえ期限以前に他の債権者との間 て後順位であることは疑いない。それゆえ、抵当について期限 前者が 漫先

た第二の債権者の後で、

自ら抵当を受けた場合、

抵当にお

することは疑いないことである。

抵

に優先し、 後の金銭については第三順位である。

で金銭を貸し付けた場合、

最初の金銭については第二の債権者 つまり第二の債権者の前と、

彼

0) 後

3

もし同一人が二度、

再び君に拘束されるか否かは正当に問題とされる。 るであろう。ところで、金銭が第一 との間で君の同意の上で合意した場合、第二の債権者が優先す 4 債務者が君と抵当について合意し、その後同 一の債権者に弁済された場合、 一人が他 債務者と君 の者

抵当から完全に離れるようにか、 第 債権者が、 一の債権者」との間で約定されたことは何か、 他の者に抵当が拘束されることに同意したのは あるいは、 順位が維持され つまり第

が取り扱われるべきである。

第一の債権者が第二順位に置かれるようにか、

という事実問題

者が金銭を提供しない場合、 付けた金銭には及ばないし、 領した場合、 もし第一の債権者が更改の後、 5 最初の貸付金銭のみを受け取れるにすぎず、その後に貸し パピニアヌスは第十一巻において次のように解答した。 同人は自己の順位を継承する。しかし第二の債権 第一の債権者は質物を売却できる 以前の貸付金銭からの剰余分はこ 同一の質を他の質物とともに受

れを第二の債権者に返還するものとする。

アヌスは解答録第三巻において記しており、そして、この見解者の債権、自己の再務をなしたからである。このようにパピニオの債権、自己の利息並びに第一の債権者に升済した利息につ第一の債権者に弁済した利息の利息を [債務者に]請求することはできない。というのは、彼は他人の事務をなしたのではなとはできない。というのは、彼は他人の事務をなしたのではなとはできない。というのは、彼は他人の事務をなしたのではなとはできない。というのは、彼は他人の事務をなしたのではなら、むしろ自己の事務をなしたからである。このようにパピニスに関係者に提供した場合]第二の債権者に提供した場合]第二の債権者に提供した場合]第二の債権者に提供した場合]第二の債権者が第一の債権者に提供した場合]第二の債権者が第一の債権者に提供した場合]第二の債権者が第一の債権者に対している。

抵当物を取り上げることができるであろう。 一の債権者とこの者から購入した者を除くすべての占有者から7 第二の債権者が無条件で抵当について合意した場合、第

ウスのために拘束されるのを止めるならば、 質または抵当となるべき旨約束した。次いでマエウィウスから となるべく、 君との間で「同 弁済するようにと、 に拘束されるべし」と約定した。その後、 金銭を消費貸借で借り、これとの間で、「当該地所がティティ ティウスとの間で、ティティウスのために借主たる者の地所が この場合、 消費貸借によりティティウスより金銭を借りた者がティ 彼 [ティティウス] 一の地所が彼 中間の債権者 誰か第三の者が消費貸借金銭を君に与え、 [第三の者] [マエウィウス]は、 の地位に代わるべき旨を約定 君がティティウスに のために質又は抵当 彼 [マエウィウス] ティティ

者が第二の債権者に優先すべきである。ついて訴えるべきであろうか。しかしこの場合にも第三の債権たので、第三の債権者に優先し、第三の債権者が自己の怠慢にウスに金銭が支払われた場合に、条件が成就される旨を約定し

第三の債権者が、第一の債権者に金銭を弁済した場合に

わるという以外には彼の権利を有しない。第二の債権者は一般的に第一の債権者に支払い、彼の地位に代第二の債権者は一般的に第一の債権者に支払い、彼の地位に代ことをパピニアヌスは解答録第十一巻に書いている。そして、質物が売却されるのを許す場合、彼が継承するであろうという別の質物について第一の債権者を継承する目的で、彼に属する別の質物について第一の債権者を継承する目的で、彼に属する

10 第一の債権者に抵当が設定されたが、抵当物売却について合意した場合、第一の債権者が第二の債権者に優先するというのがより正しい。というのは、質についても、第一の債権者が質について合意した場合には、その物が第二の債権者に優先するとれようとも、第一の債権者が優先するというのが確定の引渡されようとも、第一の債権者が設定されたが、抵当物売却についことだからである。

ネルウァとプロクルスは曰く、質物が双方の借家料に満たない家人が設定した質に対する権利は双方に従うこととする、との借家料が私に、二年目からの分は君に帰属することとし、借私が君に借家を売却し、次のように約定した。即ち、一年日十三 パウルス プラウティウス註解第五巻

ときには、

質全部の権利はまず私に帰属する、

というのは、

十六

パ

ハウル

ス質疑録第三巻

も真実らしい、 弁済順によるというの からである、 全部から金額が割合に応じて共同となるとは明示されていない ウルス曰く、 . ع それは事実の問題であるが、 もし残余があれば、 が両当事者の意思であったというのが最 それは君のものである。 質関係は借家料

者から我々が質を受け取った場合には占有者が優先する。 れした場合、 士五 十四四 パウルス告示註解第六十八巻 所有者でない者が二人の者に同一 先の者が優先する。 但しともに所有者でなかった 物を別の時点で質

깇

となる。 他人の土地上の建物 借地料が支払われない場合には土地所有者が優先すること [地上権] も質として設定されうる。 但

して、

債権者が第三の債権者に勝訴した場合に第一の女性債権者に対 性債権者が第三の債権者に敗訴した第一の訴訟の後に、

目に他 つまり、 クラウディウス・フェリクスが同じ土地を、 の債権者のために質として設定した。 最初にエウテュキアナ「女性」、次にトゥルボ、 エウテュキアナが 三人の債権 三番 者

しろ、

第

一の債権者は]

第

一の判決のいかなる影響も留保す

十七

パ

ウルス解答録

敗訴し、 債権者に敗訴して控訴した。 [対して勝訴したことにより]トゥルボにも勝訴すべきである .訴訟を提起され]自己の権利について証明し、 控訴しなかった。 トゥルボは他の裁判官の下に第三の 第三の 債権者が第一 裁判官の下で 0) 債権者に

> 三の債権者が[第二の債権者に]優先すべきであると主張する 地位に当てられることは明瞭である。それ故、この場合にも第 弁済した時には、 彼が先順位者に支払ったその額につい て彼

弁により、 人々が二三ある。 最初の債権者が第三の債権者に対して訴えを提起し、そして抗 又は他のある方法により第三の債権者に敗訴した場 私はこの見解を正しくないと考える。

ボに対して、第一の債権者に勝訴した第三の債権者が既判判決 合を考えてみよう。 抗弁を用いることができるであろうか。又は、 いったい、第二番目に貸金を与えたトゥル 逆に第 女

0

三の債権者は彼が排除した者の地位に入らない。そして第三者 既判判決の抗弁を用いることができないと考える。それ故、 間の既判判決は他人にも損害も利益も与えることはない。 既判判決の抗弁を用いることができるであろうか。私は

る。 ることなく、 彼の全権利を他の債権者に対して留めるべきであ

れるべきである。 代価からの金銭が先の債権者に支払われる限りで、 |務者から他人への質付き地所を購入した者 第三 債権者

スカエウォラ解答録第

確かに第三の債権者が最初に自己の金銭で

第

<u>ー</u>の

債権者に

ルボが第三の債権者に優先すべきかどうかが問題となった。

か、又は彼女

[第一の債権者]

が除外されることによって、

ィティウスは貸付債権の全額について優先すると解答された。というでは、そこでティティウスは、元金及びマエウィウスに銭を与えた。そこでティティウスは、元金及びマエウィウスに会びなり、マエウィウスが同一の債務者に同一の質物の下に金の領した。マエウィウスが同一の債務者に同一の質物の下に金のでは、

十九 スカエウォラ解答録第五巻

正ではないと見られる得る、と私は解答した。

正ではないと見られる得る、と私は解答した。遺言によって夫婦女が嫁資として夫に質付き地所を持参し、遺言によって夫婦女が嫁資として夫に質付き地所を持参し、遺言によって夫婦女が嫁資として夫に質付き地所を持参し、遺言によって夫婦女が嫁資として夫に質付き地所を持参し、遺言によって夫婦女が嫁資として夫に質付き地所を持参し、遺言によって夫婦女が嫁資として夫に質付き地所を持参し、遺言によって夫婦女が嫁資として夫に質付き地所を持参し、遺言によって夫婦女が嫁資として夫に質付き地所を持参し、遺言によって夫婦女が嫁資として夫に質付き地所を持参し、遺言によって夫婦女が嫁資として

二十 トリュフォヌス討議録第八巻

彼は解答した。

のかそれとも君の四十金についてであるか、ということである。質として設定された物の余剰部分が、セイユスの五十金に及ぶ貸し付けたとする。そこで問題は、君が最初に貸し付けた額に貸し付けたとする。そこで問題は、君が最初に貸し付けた額にが別の金銭を貸し付ける以前に、同じ債務者に四十金ほどをが別の金銭を貸し付ける以前に、同じ債務者にとイユスが五十が別の金銭を貸し付ける以前に、同じ債務者にとイユスが五十が別の金銭を貸し付ける以前に、同じ債務者に貸金を与えて」契約を締結した後、君

となるというのが首尾一貫していると、私は語った。最初の債権者は同じ債務者に対する後続の貸金に関して後順位それゆえ、もし彼が最初の貸金と利息額を提供した場合には、よう。その場合、質の余剰分についてはセイユスが優先する、とイユスが最初の貸付金額を君に提供するつもりであったとし

二十一 スカエウォラ法学大全第二十七巻

権者は質権に基づいて大理石を保有し得るかどうかが問題とさ人が職務に基づき大理石を売却することになった。そこで、債していたが、数年間にわたる賃借料未払いのために、徴収管理していたが、数年間にわたる賃借料未払いのために、徴収管理していたが、数年間にわたる賃借料未払いのために、徴収管理していたが、数年間にわたる賃借料未払いのために、徴収管理していたが、との債権者が大理石取引商に貸金を与え、大理石を質に取っ

た。 れた。前述の事情に従えば、それは可能である、と彼は解答し

第五章 質物及び抵当物の売却について

質物を取り戻すために、 もし第一の債権者がそうした場合、 財産について質の約束をした。 権者自身も同様に他の契約又は同一 は現に占有しているのでもなく、 提示訴権も提起できないであろう。 けでなかったのであるから尚更のことである。 の債権者は、 自己の原因を追及したにすぎないと見られるからである。 ろう。というのは、 債権者が売却し得た]動産について窃盗訴権も成立しないであ も帰属しないし、準訴権も与えられるべきではない。[第一の が返済されるまでは、 債務者の全財産について質の約束を結んだ。)財産を質の権原に基づいて売却することはできない。 ある債権者が地所を質として受領した後、 ピニアヌス質疑録第二十六巻 窃盗によって彼の許になかった占有を喪失したわ 第一の債権者がたんに順位の錯誤によって [特別に質に設定された地所以外 第一の債権者を相手方とする対人訴訟 第一の債権者は、 悪意によって占有を中断 第二の債権者には、 というのは、 の契約のために債務者 その後、 他の債権者が 第二の債権者は 第一 第二の債権者 の債権者 第一 自分の しかし _ල 第一 0) 同 0 他 全 債

パピニアヌス解答録第二巻

人の職権により、

債権者ために質入れされた地所の買取権を取

主債務者の債権者から請求された審判

保証人[信命人]が、

を移転するために法の必然によってなされるのが通常だからでうのは、この種の売却は、保証人[信命人]に質物[の占有]問の利息を提供すれば、質物を取り戻すことができよう。といた第二の債権者は、保証人[信命人]が弁済した金銭とその期待した。それにもかかわらず、その後同じ質物の下に契約をし

ポーの債権者が質物を約束に基づいて売却する時、ニ パピニアヌス解答録第三巻

第二の債

ある。

い。権者は金銭提供の権利[返済による先順位の代位]を留保しな権

者に支払われた売却代金を買主に提供すること [によって質物 他の[第二の]債権者はその期間の利息を含めて、第一の債権 ずに質物を売却し、 質に設定するかは を取り戻すこと〕ができよう。 とだからである 債権者に支払うために]設定された質物を売却するか、 1 かしもし債務者が、 [第二の債権者にとって] どちらでもよいこ その代価を第一の 第 というのは、 _ の _ 債権者に弁済した場合、 債権者の同意を要求せ 債務者が 新たに

パピニアヌス解答録第十一巻

几

訳でもないからである。

要するに、

第二の債権者は現在の占有

以前には質物売却権は行使されない旨、合意されたものと見ら金銭の弁済期日が約定により延期された場合、[期日到来]

五 マルキアヌス抵当方式書註解単巻書

れる。

貸付金銭について、[質物を]正当に売却することができる。るに至った時は、[第一債権者に]支払われた金銭と[自己の]第二債権者が、第一債権者に金銭を提供して、これに代位す

った金銭を提供して質物を取り戻すことができる。り当該質物を彼らが保持するとしても、債務者は、彼らが支払ー債権者に設定された]質物を買い受けた場合、購入権原によー 第二債権者又は保証人[信命人]が金銭を支払って[第

六 モデスティヌス法範第八巻

解されるが故に、質物は同人に債務者より提示され得る。与は所有権取得ではなく自己の質権を保全するためであったと第二債権者が第一債権者より質物を買い取った時、金銭の供

七 マルキアヌス抵当方式書註解単巻書

には、債務者は、それらを譲渡するように債権者を相手方とし[買主に対して先の約定に基づく] 何らかの訴権を有する場合十一巻において、確かに質物は正当に売却できるが、債権者が取り戻すことができるか? そして、ユリアヌスは法学大全第取り戻すことができる旨を約定して、質物又は抵当物を売却した場合、ことができる旨を約定して、質物又は抵当物を売却した場合、ことができる旨を約定して、質物又は抵当物を取り戻す情権者が、[買主に] 金銭を返還して自らに質物を取り戻す

記していることは、抵当についてもあてはまる。て訴訟を提起し得る、と記している。ユリアヌスが質について

1 抵当物が売却された場合、債務者が金銭を支払って当該 1 抵当物を取り戻すことができるか否かを検証しよう。確かに確 抵当物を取り戻すことができるかに抵当物を取り戻すことができる。しかし、その期間が経過した場合或いは抵当物売 2 にかかる約定が付されなかった場合には、売却は無効とされ 3 にかかる約定が付されなかった場合には、売却は無効とされ 2 にかかる約定が付されなかった場合には、売却は無効とされ 2 にかかる約定が付されなかった場合には、売却は無効とされ 2 にができる。確かに確 抵当物を取り戻すことができるか、公務のために不在であるか、その他告示により救済されるべき諸原因の一に該当する場合はこの限りではない。

2 債権者により、債務者に抵当物又は質物売却を禁ずる旨の約定がなされた場合、その権利関係はいかなるものか、つまが故に、債務者は質物を売却することができるか否かが問題とが故に、債務者は質物を売却することができるか否かが問題とされる。そして、かかる約定に反した質物売却を禁ずる旨とは確実である。

、 モデスティヌス法範第四巻

:満足を得たいかは、同人の判断に委ねられる。 債権者は自らに設定された質物の中からどれを売却して自ら

パウルス質疑録第三巻

債権者が質物の買主から代価を得られなかった場合、債務者

れた売却が債務者を免除することはないからであ れない。というのは、 にいかなる過失の責も帰し得ない場合には、 は免除されるかどうかが問題とされた。 金銭が徴収されない限り、 私が考えるに、 債務者は拘束を免 強制的 債 になさ 権者

債務者は残余を返還すべしと通常附加されるものは不要であ 1 というのは、 即ち、 ポンポニウスは講義録第二巻に以下のように記してい 質設定の際に、 たとえそのように附加されていなくても、 質物売却が債権額に満たない場合、

上当然にそのように考えられるからである、 パウルス解答録第六巻 と。

質の法に基づいて質物を購入した者は、

当該質物追奪の責任

づいて対抗することはできない。 れた]土地を売却した債権者は、 を売主に負わすことはできないとしても、 同一 物につい [例えば質に設定さ て別の原因に基

される。というのは、

て自己が利得をなすことのないように、債務者は準訴権に拘

債権者が占有者に請求して債務額

0

利

同人は債務額だけを差し引

息]を越えた果実を取得した場合、

いて全部を返還すべきであろうからである。また、審判人の不

スカエウォラ解答録第一

続人は質物を売却することができるかが問題とされた。 した。そこで、 の債務者に対する諸債権も別々に各人に総額について配分指定 相続財産分割の仲裁人が、 各債務者が支払わない場合、 相続財産の有体物を分割し、 全額につい それは て各相 共通

質物を購入できる旨、 ピニアヌスの作成した文書に基づき、 皇帝によって指令された。というのは 債権者は債務者から

かに何ら債務者に請求され得ないが、

しかし訴訟免除されたか

能であると、私は解答した

トリュフォヌス討議録第八巻

場合、 質物は債務者の所有権に留まっているからである。 か否かを検討しよう。このことは、 1 債務者が 他人の物に設定された質を売却して債権者が代価 [債権者による]貸付金銭の対人訴訟を免れる 追奪責任を負わないという

を得た

は肯定されよう。というのは、

契約であれその他の原因による

[買主との]約定のもとで債権者が当該質物を売却した場合に

者に対して、 より衡平に適っているからである。確かに債務者は債権者に対 れた代価は債権者の利益となるよりも債務者の有利となるのが のであれ、 しては訴訟を免れる。 何らかの債務が存在する場合、それを契機に支払わ 追奪後であれば買主に対して、 しかし、もし質物の追奪がなければ所有 他人の排除によっ

還義務を負わなければならない。私が考えるに、差し当たり確 を是認した。 か否かが問題となる。 務が弁済された場合、 たかも自らに質入れされていたものとして獲得した時にも、 ろう旨を確約して、 正により、 債権者が、 代価がいかなる場合にも自らのもとに留まるであ 質物を売却したのでなければ、 当該の物が債務者に返還されるを要する 我がスカエウォラは返還されるべきこと 債務者の所有に属さなかった質物を、 債権者は返 あ

者が ったのは明らかなことだからである。 及することができる。というのは、債務者が免除されていなか 否かは未確定な状態にある。買主訴権によって訴えられた債権 [買主に]提供した場合、 同人は債務者に対して債務を追

パウルス裁決録第一巻

ずれにせよ、占有を引渡さなければならない。 ?権利を譲渡するべきであり、もし占有している場合には、 債権者は、自己の権利に基づいて質物を売却する場合、 自己

十四四

スカエウォラ法学大全第六巻

のは、

いからである。

に設定された質物を売却し得るか否かが問題とされた。それは 示された債務者が支払わないとき、全額についてその債権の下 全額について配分指定した。相続人たちの各人は、支払いを指 で能であると、彼は解答した。 相続人たちの間で相続財産分割の仲裁人が、有体相続財産を 共通の債務者たちに対する別々の債権を別々に各人に

第六章 如何なる方法で質又は抵当が消滅するか

理人は、 権利が所有者のために回復されたと見られる。それ故、 は買取によらず、 債務者の不在中友人がその事務を管理していたところ、 パピニアヌス解答録第十一 準セルウィウス訴権が自らに与えられるよう申し立て 自分の金銭で質を解消した。 その場合、 事務管 元の 友人

> ることは許されないであろう。しかし、同人が占有する場合に 悪意の抗弁により保護されるであろう。

は、

後、

明した時、国庫が売主を代位して質権に基づいて地所を請求す 売主の死亡後、その贈与が何らかの理由で無効であることが判 の贈与意思によって解消したことは確定のことである。という ることできないことは自明のことである。売主の質約束は最初 の後、売主は買主宛てに書簡を送って残余の代金を贈与した。 [残額について]売却された地所を質として設定した。そ 金銭の贈与を無効とした法律は質権免除には適用されな ある人が地所を売却した。買主が代金の一部を支払った

立てた保証人たちも、彼らが設定した質も拘束されないであろ 後訴訟が本人に移された場合、訴訟代理人が判決債務のために 2 不在者の訴訟代理人が判決履行の担保を提供した。その

ガイウス属州告示註解第九巻

求する場合、 有者が訴訟評価額を提供した。債務者が占有者に所有権回収請 かかる請求は認められない。 債権者がセルウィウス訴権によって質を占有者に訴求し、占 前もって同人に債務額を提供するのでなければ

ウルピアヌス討議録第八巻

は解消されない〕という条件である物が売却され、引渡された。 確定期限内により有利な条件が提供されなければ[売買契約

ではない。

る条件で物が売却された場合であっても、 条件が申し出られた場合には質権は消滅する、 買主は、 マ ・ルケッルスは法学大全第五巻において曰く、 有利な条件が提供される前に、 当該物件に質を設定し 買主の気に入らなけ と。 より有利な たとえかか

れば、

質権は解消しない、と彼は考える。

数説である。但し、債権者の意思でそうなった場合はこの限 ィウス訴権は成立しないか否か。訴権は成立するというのが多 に売主]返却した場合、[この奴隷について債権者の] 全財産を質に設定した債務者が、 ウルピアヌス告示註解第七十三巻 購入した奴隷を[瑕疵の故 セルウ

ある。 交換、 しかし、たとえ質物売却に同意していなかったとしても、 足されない限り質権を放棄しないという条件で売買契約した場 の者は合意にあたって自己の質権を留保するのがつねだからで 他につき合意した場合はこの限りではない。というのは、 といわれるべきである。 1 同人に対していかなる抗弁も対抗されないといわれよう。 贈与、嫁資設定につき合意した場合、 しかし債権者自身が売却するにあたって、質によって充 債権者が質物売却にあたって、 但し、 自己の質権を留保して売却その 債務者による当該物件 質権が解消される \dot{o}

ŋ

2

る。

るからである。

3

された限りで、 質権は有効であるといわれよう。 いうことは興味深い問題である。 かかる事態が債権者に損害を与えてもよいかと そのような場合であっても、

五 マルキアヌス抵当方式書註解単 十巻書

しない旨の合意がなされたと主張される場合はこの限りではな す場合には、 債権者が抵当を放棄するか、金銭を訴求しない旨の約束をな 抵当権は消滅する。 但し、 [債務者] 本人に訴求

そのようになった時、第三者が [その後] 抵当物を占有す

当についても同じことを約束したと解される。 1 債権者が一年間金銭を請求しない旨を約束する場合、 抵

れ得る。

生み出すので、この場合にも同様に、抵当も放棄されたと言わ るような場合はどうなるのか。かかる合意は永久的な抗弁権を

が自分の債権を売却して金銭を受領した場合には事情が異な であろう結果、 金銭の受領が、 その場合、 保証人が立てられた場合、 抵当の代わりに保証人 [信命人] を立てる旨の合意によ 抵当権は消滅することになる。しかし、 弁済としてではなく、代金の代わりと看倣され 全債権はそのまま存続するが、それは、 保証がなされたものと見られる かかる

えられ場合にも、 当該物件が抵当に拘束されない旨の宣誓が申 ウルピアヌス告示註解第七十三巻 債権者は弁済されたものと解され し出 られ 5

ば何らかの法的理由により売却できない場合のような合意がな

特定して設定された質物の売却が無効となる場合、

例え

同様のことが是認されよう。

を追認した場合には、

1

債務の弁済を提示した者は、質権を免除したと見られて

質の拘束が終了した場合も、 の経過によって質が終了した場合も、また何らかの事由により れたのであれ、かかる場合にも質権は解消される。 同様に、債務が弁済されたのであれ、そのために保証がなさ 同様であると言うべきであろう。 しかし期間

者に〕有利となるが、債権者が保証設定を承認せず弁済を望む 異なる。つまり、債権者が弁済の代わりに保証設定を承認した 場合には、何らの負担が課せられるべきではない。 場合には自己に責任を帰すべきであるので、保証設定は 弁済ではなく保証設定を提示した者については、 事情は 債務

キヌスの意見を我々は採用しない。 設定される場合、同人は質物を放棄すべしと主張するアティリ ところで、 保証設定について、 確定金銭の債権者に保証

ガイウス抵当方式書註解単巻書

ば、有効とは看倣されるべきではない ために何らかの利益又は満足となると評価した場合でなけれ したかでなければ、つまり、 のもとに本人が合意したか、後見人自身が本人に代わって合意 し被後見人について、 債権者が売却に同意した場合は、抵当権は解消される。 かかる合意は、 審判人が、そのことにより本人の 助成者たる後見人の立会 しか

者の合意が拘束力を有するかを検討してみよう。この場合、 れた執事たる奴隷が 総財産の管理人又は有効に弁済を受領しその任を命じら [売却について]合意した場合、これらの

2

債務者側の訴訟代理人が

かかる約束が債権者にとって

別にこのことが彼らに委任されたのでなければ、 効力を持ち得

ないと言われよう。 しかし債権者と債務者の管理人との間で、

その物が質に

奴隷と間で合意された時には、 により債務者に有利となると言われよう。ところで、債務者の 拘束されない旨の合意がなされた時、 債務者は合意の抗弁自体を合意 かかる合意は悪意の抗

れた場合、売却されたものが確定物である場合、 した債権者に対抗できる。 3 質物の半分を不分割で譲渡することについて合意がなさ

ずつ拘束されたままになろう。 との間で分割がなされた場合、 債権者に拘束されたのでなく、 4 ある者が共有物の持分を不分割で抵当に設定し、 丁度質設定者に帰属する部分が 両者の持分が不分割ままで半分 共有者 すると言われ得る。

も妨げとならず、残余の半分について初めから訴求されるを要

債権者の抗

マルキアヌス抵当方式書註解単巻書

消消滅によって質又は抵当権も消滅する。 [質の設定された]有体物が消失した場合と同様

れた者[信託受遺者]にもかかる約定は有利となろう. 定した場合、トレベリウス元老院議決により相続財産を返還さ なすことができる。それゆえ、債務者の相続人にそのことを約 1 債権者は当該物件を質又は抵当に設定しない旨の約定を て債権者の請求を拒絶できない

8

債務者ティティウスが

[当該抵当物件を]彼の債権者

様である。 訴訟代理人が 不利となることは疑うべくもないと、 かかる場合本抗弁が訴訟の本人にとって不利となる 抵当訴権を行使しない旨を約定した場合も又同 私は考える。 債権者側

と言われるのが正しい、 |地を不分割のまま[観念的に]半分について質を免除 と私は考える。

する旨の約定がなされた場合、

当該土地のどの

[現実の]

請求されようとも、

土地 部分

が任意の占有者に [債権者によって]

半分を請求され得ない。 て、債権者と債務者の一人と間で、抵当を免除する旨の約 複数の債務者によって不分割で抵当に設定された土 地

単独で土地全体を占有していようとも、 した。かかる場合、たとえかかる約定を結んだ当該の債務者が 定がなされた。その後債権者はこの て合意がなされたのにすぎないので、 [約定した] 債務者は土地全体につ 不分割のまま部分につ 債務者に請求

とができるか否か、 な管理権を有する物について質の免除をなす旨の約定をなすこ の同様に、 家子及び奴隷が特有財産として抵当付きで受け取 質を免除する旨の約定をなしえない つまり、 彼らが [特有財産を] か否かを検討 贈与できな 自 亩

除の約定は認めてもよいと言われよう。 れたかのように、 しよう。彼らが、 6 債権者の同意に基づき 代価を受領するような場合には、 かかる約定の代わりに、 [抵当付き] あたかも売却がなさ 土地が譲渡 かかる質免 一売却

が介在する場合には、

債権者の請求を認めないのは不衡平の極

された場合、 抵当権」を主張するのは厚顔の類である。 やはり売却が行われた以上、 債権者がなお土 とはい 売却 地

0

0

債権者が売却に同意したという理由だけで

がなされなければ、 7 債権者の請求を拒絶することはできない。 [債権者が抵当訴権を行使するにあたって] 債 (務者自

なったような場合はこの限りではない。しかし金銭が弁済され である。但し、 が債権者の同意に基づき売却されたかどうかという問題は不要 われるので、 なかった時、 得た者から買戻した場合、或いは債務者自身が買主の相続人と が当該土地を占有する場合には、 いう抗弁に対して]悪意の再抗弁を対抗することができる。 て売却した後、 現在 [抵当訴権の提訴] の時点に関わる悪意が疑 債権者は 可能性として、債務者が債権者の同意に基づい 善意で同じ買主又はその他相続により所有権 [債権者の同意に基づいて売却されたと 特別に抵当に設定され た土 瓶

件を債権者に取り戻させるのは衡平ではない。 に占有者から金銭を受け取らせないようにティティウスの悪意 他の方法によって物を取得した者 権利関係がどうなるかを検討しよう。 債権者がマエウィウスに 却した。その後マエウィウスがティティウスの相続人となり、 同意を得てマエウィウス又はマエウィウスが購入した売主に売 [当該物件の引渡を] [マエウィウス]から当該物 相続権によってではなく しかし、 請求した場合、

みである、と言えよう。

在しようとも、質を受領した第二債権者が優先する。 弁はきわめて衡平である。たとえ弁済しない債務者の悪意が介合、「債権者の同意を得て売却されたのでなければ」という抗の土地に抵当を設定した。この者がその土地を占有している場の土地に抵当を設定した。この者がその土地を占有している場の土地に抵当を設定した。

される場合はこの限りではない。

るというように解されよう。とになる。また、遺贈取得が放棄された場合には、質が回復すとになる。また、遺贈取得が放棄された場合には、質が回復するというように解されよう。例えば債権11 「売却」という言葉は広く解すべきである。例えば債権

12 債務者が [債権者の同意を得て]売却した質物を [買主訴権によって売主たる債務者は拘束されるので、質は消滅買主訴権によって売主たる債務者は拘束されるので、質は消滅関主訴権によって売主たる債務者は拘束されるので、質は消滅財産中にあるとして [訴権の行使を] 拒絶されないか、或いは、財産中にあるとして [訴権の行使を] 拒絶されないか、或いは、財産中にあるとして [訴権の同意を得て]売却した質物を [買主

与した場合、受贈者は債権者に抗弁を対抗できるか? それと3 債権者が質物売却に同意したにもかかわらず債務者が贈

認したのが、受贈者が債務者の友人であったことによると主張した場合には、債権者は排除される。但し、債権者が贈与を承したと見られる。反対に、債権者が贈与を承認し債務者が売却の場合には、婚姻の義務の故に[嫁資の設定は]まさしく売却の場合には、婚姻の義務の故に[嫁資の設定は]まさしく売却の場合には、婚姻の義務の故に[嫁資の設定は]まさしく売却の場合には、婚姻の義務の故に[嫁資の設定は]まさしく売却の場合には、債権者が売却に同意したかどうかという事実問題したのが、受贈者が債務者の友人であったことによると主張したのが、受贈者が債務者の友人であったことによると主張したのが、受贈者が債務者の友人であったことによると主張したのが、受贈者が債務者の友人であったことによると主張したのが、受贈者が債務者の友人であったことによると主張したのが、受贈者が債務者の友人であったことによると主張したが、受問者が債務者の友人であったことによると主張した場合には、

題にならないであろう。 相、債権者が十金での売却した場合、正当な売却として問になら、債権者は排除されないと言われよう。反対に債権者のた場合、債権者が十金での売却に同意し、債務者が五金で売却し

15 債権者の承知の上で、債務者が質物を売却したとしても、ならない。

却されたと言われるべきである。というのは、かかる些細な事合、債権者がどう理解したかは事実問題にすぎない。正当に売16 債務者に売却の同意が与えられその相続人が売却した場

柄は審判人の認めるところではないからである

には きだからである 務者でなく新占有者による売却に同意したのであれば、 続するか? た場合、債権者が債務者本人に同意したとして、 [売却に同意したという] 抗弁が妨げとなると言われるべ 債務者が売却の同意後占有を中断し、 これは多数説である。 債権者が抵当を設定した債 新占有者が売却し 質権はなお存 債権者

は消滅しない。 た場合、この期間の経過後に売却された場合は、 18 | 年以内又は二年以内に売却することを債権者が同意し 債権者の質権

人にとって障害となろう、 、さらに債務者に債務額を請求する場合、 私は考える 悪意の抗弁が

19

抵当訴権を提起した債権者が占有者より訴訟評価額を

同 取

こで、

九 ィティウスがセンプロニウスに土地を質として設定した。 モデスティヌス解答録第四巻

ることになるのか、 それ故双方の間で購入に基づく権利 却した。そこで、売却がなされたことによって質権が消滅し、 ガイウス・セイユスに、 かかる状況のもとで、同じティティウスが、センプロニウスと その後、同一の土地をガイウス・セイユスに質として設定した。 いそれぞれに全額について質を設定していた土地を一 を私は問う。 ティティウスが以前にこれらの債権者 モデスティヌスはつぎのよう [買主訴権] だけが存続す 括して売

解答した。

即ち、

所有権は件の者たち「センプロニウスとガ

うのは相互に売却の同意を与えたと期待されるので、 イウス・セイユス]に購入に基づく権利により帰属する、 相 とい

当訴権を持ち合うということはないからである、

1

保証書の作成に立会い署名していたことが明らかとなった。そ ウスはセイユスが当該都市との間で当該土地が他の如何なる者 質に取った。当該土地は以前にある都市に質として設定され 該都市との証書で同意していたのであるから、 を私は問う。 にも質として拘束されていないことを保証するという内容の担 分に質として設定されていたと主張した。ところが、 いたので、 マエウィウスが登場して、その都市より前に当該土地 何らかの対物訴権がマエウィウスに帰属し得るもの ティティウスがセイユスに金銭を貸し付け、 第二債権者はその都市に当該金銭を弁済した。 モデスティヌスは、件の者[マエウィウス] 同 人は質につい ある土 マエウィ 一が当 地 が自

パウルス質疑録第三巻

ていかなることも主張できない、

と解答した。

免除したわけでなく、 返還しない場合についてにすぎないからである。それゆえ、 者にも元の権利が回復するからであり、債権者が質を全面 て完全な権利を有するであろう。というのは、 主との間で売却が取消された。その場合、 債権者の同意を得て債務者が質を売却し、その後、 [買主からの] 訴訟を受けて、 免除したのは買主が質物を留保し売主に [物の引渡について] 免訴 債権者は質物につい 債務者にも債 .人と買 的に

ると言われるべきである。実際、たとえ債権者の同意を得ずに された場合又は引渡さなかったために現在の利益額 質物が売却された場合であっても同様のことになろう。 について有責判決を受けた場合も、 債権者は完全な質権を有す [損害賠償

売却の取消によって物は原状に復したからである 移転したが故に、買主から権利を取り戻したというのではなく、 べての者の場合と同様である。つまり、これらの者が所有権を 者は所有権を回復する。これは他人の物の売却を認められたす **[質物たる]奴隷が[瑕疵ゆえに]返還された場合にも、** 債権者が質物を売却し、その後売却が取消された場合又は 債務

パウルス解答録第四巻

来の夫センプロニウスのために嫁資として設定した。 当該地所を妻との共通の娘セイア・セプティキアの名でその将 ルキウス・ティティウスが彼の妻ガイア・セイアの債務者と ある地所を質又は抵当に設定していた。その後、 同人は

資として設定することに夫に同意し、 父の相続財産を放棄した娘を相手方として訴権は付与されるべ 免除したものと見られるので、対人的債権が存続したとしても、 で嫁資として与えられているので、 るか否か、を私は問う。 アが父の相続財産を放棄した。彼女の母は抵当訴権を行使し得 ガイア・セイアは、 その後ルキウス・ティティウスが死亡し、娘セプティ かつて共通の娘のために当該地所を嫁 パウルスは以下のように解答した。 同女は当該地所の質債権を 当該地所は共通の娘の名 +

きではない、との

十二 パウルス解答録第五巻

が守られるべきである。 とになる、と。都市が三番目に債権を有する場合も同様のこと たわけでなく、それゆえ、中間の債権者の状態は改善されるこ 除したものと見られるが、第三の債権者が同人の順位を継承し 権者に質として設定することに同意した場合、自らの質権を免 ンプロニウスは、 パウルスは以下のように解答した。即ち、 同人が有する質物につき、 債務者が第三の債 先順位の債権者セ

ある。 滅するので、 し得ないがつねである。質の弁済によって債権者の請求権は消 てであれ占有者が債務を提供する場合には、物の回収請求をな 債権者が質権に基づき物を請求する場合、どのようにし 占有者の権利を問題にすることを要しないからで

1

十三 トリュフォヌス討論集第八巻

て債務者が免訴された場合、それが不正によってなされた時に れたのと同様と看倣されるからである。つまり、審判人によっ 場合には、質は免除される。というのは、判決によって免訴さ 債権者が求めて、 質は免除されるからある。 債務者が質を与えるを要しない旨宣誓した

定がなされるまで、 君と借地人との間で、 持ち込まれ運び込まれたものが質となる旨 借地料が君に支払われるか又は保証設

ラベオ・ヤウォレヌス抜粋遺稿集第五

と私は考える。とれは考える。とれば考える。とれば考える。とれば考える。とれるので、持ち込まれたものは最早質とはならない、人」を借地人から受領した。この場合、君に保証設定がなされの約定がなされた。その後、君が借地料の名目で保証人 [信命

下の債権者はこれを受け取らなければならないが、最初の契約部を質として与えられた後の債権者の相続財産が同一人のもの部を質として与えられた後の債権者の相続財産が同一人のものの事を質として与えられた後の債権者の相続財産が同一人のものがある地所を質として受領した最初の債権者と、同じ土地の一十五 スカエウォラ法学大全第六巻

(完

に基づく質権はそのまま留保する、と。